

4) 長崎市独自の居宅生活支援

長崎市では、在宅の難病患者さんで日常生活に支障があるかたに対して、次のような独自の支援事業を行っています。

① 移送支援サービス

長崎市では、斜面地等に居住し、坂や階段が多くて1人では外出できないかたのために、自宅から移動可能な場所までの移送支援を行います。利用回数は1月につき16回までです。ただし、週3回の通院を要する透析患者については、1月につき24回までです。

◎ 対象者: 障害者総合支援法の対象となる疾病に該当するかた

◎ 申請窓口: 障害福祉課(095-829-1141)

対象者で次に当てはまるかたは、それぞれ下記までご相談ください。

- ・介護保険の要支援・要介護の認定を受けているかた⇒ 介護保険課 (095-829-1163)
- ・おおむね65歳以上の事業対象者(ただし、基本チェックリスト No.6~10 に該当するかた)
⇒ 各総合事務所地域福祉課(中央:095-829-1429 東:095-813-9001
南:095-898-7860 北:095-814-3400)

◎ 利用料: 移送介護員1人につき1回あたり100円(30分未満)の負担
(回数は30分を増すごとに1回加算)

◎ 手続き: 申請書の提出が必要

② ふれあい訪問収集事業

長崎市では、独居等で本人の心身状態、住宅の構造及び立地条件等により、環境部が指定したごみステーションまでのごみ出しが常時困難なかたに対し、生活支援の一環として、ごみの戸別収集サービスを行います。なお、収集の際には安否確認のための声かけを行います。

◎ 対象者: 障害者総合支援法の対象となる疾病に該当するかた

◎ 申請窓口: 障害福祉課(095-829-1141)

対象者で次に当てはまるかたは、下記までご相談ください。

- ・おおむね65歳以上の要支援・要介護の認定を受けている一人暮らし等高齢者
⇒ 各総合事務所地域福祉課(中央:095-829-1429 東:095-813-9001
南:095-898-7860 北:095-814-3400)

◎ 利用料: 無料

◎ 手続き: 申請書の提出が必要

